

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第13回理事会

平成8年7月

第13回理事会議事録

(理事会/運営審議会/呼びかけ人会合同会議)

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

1、開催日時・場所

平成8年7月19日(金) 18:00~22:30

全日空ホテル 瑞雲の間

2、出席者

▼理事会

原理事長、有馬副理事長、榎本理事、金田理事、金平理事、
下村理事、山口理事、橋本監事

▼オブザーバー

宮崎氏

呼びかけ人会/衛藤氏、大来氏、大沼氏、高橋氏、和田氏
運営審議会/横田委員長、高崎委員、中嶋委員、野中委員、
橋本委員

内閣官房外政審議室/平林室長、東審議官、松井審議官、
松林事務官、鈴木事務官、濱田事務官

外務省アジア局/横田審議官、

▼事務局

地域政策課/梅田課長、宮川事務官、下城事務官
和田理事兼事務局長、安齋総務部長、多賀業務第一部長、
松田業務第二部長、高橋事務局員、原田事務局員、岡事務局員
間仲事務局員

3、議事録署名人

理事長 原文兵衛

理事 金田 一郎

理事 山口 達男

4、議事次第

■報告および審議事項

▼総理のお詫びの手紙について

- 有馬副理事長、横田運営審議会委員長、呼びかけ人和田氏の三名が基金を代表して、政府側より総理の手紙の内容について詳細な説明を受けた。その結果同三名は、手紙の内容が被害者に対する深い反省とお詫びの気持ちが反映されたものであるとの、確信を得たことが報告された。

▼医療福祉支援事業について

- これまでの作業部会の審議経過が報告された。政府側からは項目と費用配分についての例示がなされた。これらをふまえ、事業の内容を審議した。
- 当面の対象である韓国、フィリピン、台湾への事業内容について、向こう10年を目処とした総額約7億円の事業規模を了承した。その実施方法については、サービスの公平性を保つこと、被害当事者の実態にできる限り沿うべきものであることを確認した。

▼償い金の金額について

- 以上をふまえて審議した結果、当面の対象である韓国、フィリピン、台湾の約三百名の被害者に対し、償い金として一律200万円の一時金をお渡しすることを決定した。

▼作業部会について

- 作業部会は理事会から諮問された議題について審議をし、本日の報告をもって委任作業を完了したとして、解散することとなった。以後は本来の形式に戻り、理事会よりの諮問を運営審議会にて審議することとする。

▼今後の対応について

- ・本日の決定を相手側に説明し、理解を求めるために、各国／地域での話し合いを進めることとなった。

▼政府への要望について

- ・理事会が償い金の金額、医療福祉支援事業の内容を決定する上で、付帯決議事項として、以下の4点を政府に対して要望することとなった。
 - ①今年度の補正予算、来年度以降の予算執行の前倒しを含めた、柔軟な予算措置を検討すること。
 - ②相手国／地域の政府／当局の野党や、宗教団体、女性団体等への、政府としての働きかけを強化すること。
 - ③国は、問題の道義的責任を認めた上で、この償い事業を実施するという事を、改めて明確に表明すること。
 - ④相手国／地域の当該団体が基金の償い事業を受け入れられるよう、政府としての環境整備を強化すること。

▼償い金をお渡しする手続きについて

- ・作業部会で審議された案をもとに、運営審議会で引き続き審議することとなった。

▼次回会合について

- ・運営審議会… 7月25日(木) 16:00 ~、基金事務局。
- 三者合同会議… 7月30日(火) 18:00 ~、会場未定。

以上